

一般社団法人オフフレーバー研究会 会則

第6版

2020年4月1日発行

## 第一章 総則

### 第一条 (名称)

本会は一般社団法人オフフレーバー研究会（以下「本会」という）と称す。

### 第二条 (事務所)

本会の事務所は、東京都板橋区加賀1-18-1 東京家政大学 地域連携センター内に置く。

### 第三条 (目的)

本会はオフフレーバー問題を学術・科学的見地から解明、解決する事を目的とする。

### 第四条 (事業)

本会は、会則第三条記載の目的について、毎年度ごとに事業計画ならびに予算を作成し、幹事会の承認を得てこれを実行する。

### 第五条 (事業年度)

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第二章 役員

### 第六条 (役員の設定)

本会には、次の役員を置く。

- ① 代表理事（会長）
- ② 幹事3名以上20名以内
- ③ 監査2名以内

### 第七条 (役員を選任)

本会の役員は次の方法により、選出・任命する。

- ① 代表理事は、幹事で構成する幹事会にて、出席した幹事の過半数の賛成により選出し、任命する。
- ② 幹事は、幹事会の過半数の賛成により選出する。
- ③ 監査は、幹事会の過半数の賛成により選出する。
- ④ 各役員任期は2年間（事業年度）とし、任期最終年度の最後の幹事会において、次期役員を選任する。ただし、再選を妨げない。

### 第八条 (アドバイザーの選任)

本会および幹事会の適切な運営に助言を得るため、幹事会の過半数の賛成によりアドバイザーを置くことができる。任期は2年間とし、再任命には再議決を必要とする。

### 第九条 (役員業務)

役員業務は次の通りとする。

- ① 代表理事

- ・本会を代表し、本会の業務の統括
- ・運営委員の任命
- ・事務局の設置
- ・事務局長の任命
- ② 幹事
  - ・事業計画ならびに予算の作成
  - ・代表理事の選出
- ③ 監査
  - ・代表理事、幹事監査の業務執行状況の監査
  - ・財産の状況の監査
  - ・前号の報告のために必要があれば、幹事会の招集

### 第三章 会議

#### 第十条 (会議の種類)

本会の目的達成のため、会則に定める幹事会、運営委員会および各種分科会を設置する。

#### 第十一条 (幹事会)

幹事会は、代表理事、幹事を持って構成し、次の事項を議決する。

- ① 代表理事の任命
- ② 幹事の任命
- ③ 監査の任命
- ④ アドバイザーの任命
- ⑤ 本会の運営・管理に関すること。
  - ア 年度事業計画、予算の作成
  - イ 代表理事の選出
  - ウ 事務局委託先の確認
  - エ その他、本会の目的を達成するために必要な事業に関すること
- ⑥ 幹事会は、毎年1回以上開催し代表理事、幹事の2分の1の出席で成立する。

なお、代表理事は本会および幹事会に対して助言を得るために、アドバイザーに対して、幹事会への出席を認め、意見を求めることができる。

#### 第十二条 (運営委員会)

運営委員会は、代表理事が任命した運営委員で構成される。運営委員会の会務を遂行するために、情報、編集、事務、広報などを担当する部会を置く。

### 第四章 事務局

#### 第十三条 (事務局)

本会の事務、経費を処理するため、事務局を設置する。なお、事務局には代表理事が任命する事務局長を置くものとする。

## 第五章 経費および会計報告

### 第十四条（経費）

本会の経費は、主催するセミナーなどの参加費、キットのライセンス収入、その他の収入を当てる。

### 第十五条（講師への講演料および旅費）

本会が主催または他学会等と共催の勉強会、講演会等に招聘する講師への旅費および講演料は次の通りとする。

- ① 旅費 実費
- ② 講演料 2万円（源泉徴収額含まず）
- ③ 宿泊費 原則1万円

### 第十六条（会議参加への旅費）

本会の会議に代表理事、幹事、アドバイザー、監査、事務局、運営委員が出席するために必要な経費を支払う。

- ① 旅費 実費
- ② 宿泊費 原則1万円
- ③ 日当 なし

ア 本会以外から旅費等を受領して出張する場合、その出張が業務上必要と認められたときは、その受領額とこの規定に定める旅費との差額を支給する。

イ その他特別の理由により、定額の旅費・宿泊費を持って支弁しがたいときは、代表理事の承認により別途金額を決定する。

### 第十七条（会計報告）

本会の事務局は、以下の書類を作成して、定例の幹事会開催日までに監査を受けなければならない。

- ① 事業報告書
- ② 決算報告書
- ③ 次期事業計画書ならびに収支予算（案）書

### 第十八条（監査）

監査は、前条の書面について監査を行う。監査終了後、速やかに監査報告書を作成し、署名捺印し、定例の幹事会において報告してその承認を得るものとする。

### 第十九条（会則の変更）

この会則は幹事会の半数以上の同意を以って、変更が行える。

附則 本会則は、2014年3月27日から施行する。

版	改定日	作成者	承認者
初版	2014年3月27日	幹事 中島晋也	代表理事 佐藤吉郎
第2版	2016年1月12日	幹事 原田勝寿、中島晋也	代表理事 佐藤吉郎
第3版	2016年11月23日	幹事 原田勝寿、中島晋也	代表理事 佐藤吉郎
第4版	2018年3月8日	幹事 原田勝寿、中島晋也	代表理事 佐藤吉郎
第5版	2019年4月1日	幹事 原田勝寿	代表幹事 佐藤吉朗
第6版	2020年4月1日	幹事 原田勝寿	代表幹事 佐藤吉朗